

(別紙)

諮問番号：令和4年諮問第13号

答申番号：令和5年答申第2号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、京都府〇広域振興局長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受ける審査請求人に対しなした法第63条の規定による令和3年9月22日付け費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に関し処分庁の説明不足等があるから、本件処分に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 平成31年3月20日、審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、同日付けで、世帯主である審査請求人並びにその長女、次女及び長男（審査請求人の長男を、以下単に「長男」という。）による世帯（以下「審査請求人世帯」という。）の保護を開始した。
- 2 令和2年2月25日、長男は、その障害について障害基礎年金の受給申請を行い、厚生労働大臣は、同年6月18日付けで、当該申請に基づく、平成29年10月を受給権取得年月とする年金決定に係る通知を行った。
- 3 令和2年8月6日、処分庁は、審査請求人から、2による長男の障害基礎年金の受給の事実について聴取し、同日、処分庁は、審査請求人に対し、当該受給した障害基礎年金について収入認定を行う旨及びこれにより保護受給期間中に支払われた保護費に過払いが生じることとなるから、この過払相当額が保護費返還の対象となる旨を説明した。
- 4 令和2年8月17日、処分庁は、2による長男の障害基礎年金として、平成29年11月分から令和2年5月分まで（遡及受給分）に係る〇円と同年6月分及び7月分（定期分）に係る〇円との合計〇円（以下「本件障害年金」という。）を既に受給したことを確認した。同日、処分庁は、本件障害年金のほか、審査請求人世帯が受給中の各種年金及び審査請求人の就労収入を合算すると、保護における最低生活費を超過することから、同年9月1日付けで審査請求人世帯の保護を廃止する方針を決定するとともに、処分庁は、審査請求人に対し、3の過払相当額として平成31年3月以降の保護受

給期間中に支払われた保護費の全額に当たる〇円（以下「本件過払相当額」という。）が返還の対象となる旨を説明した。

- 5 令和2年9月1日、処分庁は、審査請求人世帯の保護廃止決定処分を行った。
- 6 令和2年9月24日から同年10月23日までの間にかけて、処分庁は、本件過払相当額に係る法第63条の規定による費用返還決定処分を行う場合において本件過払相当額から控除し得る自立更生費の取扱いについて審査請求人に対し説明等を行い、及び同年9月24日以降に複数回にわたり、審査請求人からの事前の相談を受け、当該相談の内容を踏まえ、検討を行った結果、同年11月13日、処分庁は、本件に関し次の方針（以下「本件方針」という。）を決定した。
 - (1) 本件障害年金については、法第63条の規定による費用返還決定処分を行うこと。
 - (2) (1)の処分により返還を求める額は、本件過払相当額の全額を原則とするが、事前の相談等の要件を満たせば自立更生費を控除すること。
 - (3) (2)による自立更生費控除を認めることができるものは、処分庁の当初の検討においては、「審査請求人世帯において利用の必要性が高い生活用品であり保有を容認されるもの」としていたが、次の点をもって、これに限らず「早期の保護脱却に資する経費」も容認すること。
 - ア 「早期の保護脱却に資する経費」が、保護実施期間中の自立更生費控除と同様に法第63条の規定による費用返還決定処分における自立更生費控除にも認めることができること。
 - イ 他制度である母子福祉資金貸付金の返済が請求人世帯の自立に資すること。
- 7 令和2年11月20日、処分庁は、本件方針を踏まえ、審査請求人に対し、本件過払相当額から、審査請求人から処分庁に対し事前に相談のあった生活用品の購入に係る代金〇円と母子福祉資金貸付金の返済金〇円との合計額〇円を自立更生費として控除することで、法第63条の規定による費用返還決定処分による返還額は0円となることを説明した上で、そのためには自立更生に係る生活用品を購入した際にはその各領収書を、母子福祉資金貸付金の返済金を納付した際にはその納付書を、それぞれ処分庁に提出する必要があること及び処分庁はこれらの書類を確認した上で当該処分の手続を行うこととなる旨を説明した。
- 8 令和3年6月9日、処分庁は、審査請求人から、長男が審査請求人世帯の住居から既に移転し、本件障害年金についても、事前相談を行った生活用品の購入代金〇円と母子福祉資金貸付金の一部返済金〇円との合計額〇円（以下「本件控除対象額」という。）のほかは、既に費消した旨を聴取した。処分庁は、本件方針によらない用途で本件障害年金を費消したと判断される場合には、本件方針による原則どおり、法第63条の規定による費用返還決定処分を行う旨を説明した。
- 9 令和3年7月28日、処分庁は、審査請求人に対し、本件控除対象額のほかは自立更生費として控除することはできないと判断せざるを得ないとして、本件過払相当額から本件控除対象額を自立更生費として控除した後の残額〇円について法第63条の規定による費用返還決定処分の対象とする旨を説明した。
- 10 令和3年9月22日、処分庁は、本件処分を決定し、同月27日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分に係る決定通知書を送付した。

- 11 令和3年12月22日、審査請求人は、本件処分取消しを求めて、審査庁に対し、審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次の理由により、本件処分取消しを求めるといふものである。

- (1) 本件障害年金の受給により、保護受給期間中に支払われた保護費が過払いとなり、過払いとなった保護費は全額返還対象となる旨の説明を行った後に、自立更生費の控除について説明を行うことは、制度の運用上、不自然であり、まず自立更生費の控除について説明し、控除額を決定した後に、返還額の説明をすべきである。
- (2) 医療扶助に係る保護費の返還に当たって、国民健康保険に加入したままであれば、3割の負担であったところ、生活保護を受給したことにより、医療費を10割の割合で負担することとなった。その説明を事前に受けていれば生活保護の申請はしなかった。経済的に困窮しており、本件処分には納得することができない。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるといふものである。

- (1) 本件処分は、本件障害年金と、保護受給期間における医療扶助を含む全ての保護費の支弁額とを比較して、少額である支弁額を返還額として決定したものである。
- (2) 処分庁は、審査請求人に対して、本件処分に至るまでの間に、複数回（訪問：令和2年8月6日、同月17日、同年9月24日、同年10月9日／〇等：同年10月15日、同月23日、同年11月13日、同年12月11日、令和3年6月9日、同年7月28日、同年10月26日）にわたり費用返還に係る制度、返還額を決定した経緯等について説明しており、本件処分としても、控除すべき自立更生費を認定しており、法令等に従い適法かつ適正に行ったものである。

第5 法令の規定等について

1 法令の規定

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。
- (2) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき（中略）は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定し、その結果、保護費が過払いとなった場合の費用返還については、法第63条において、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内にお

いて保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

- (3) 国民健康保険の適用を受ける被保険者について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条において、「次の各号のいずれかに該当する者は、（略）国民健康保険（略）の被保険者としなす。」と規定し、同条9号において、「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者」と規定している。

2 関係通知等

- (1) 法第63条の趣旨については、生活保護手帳別冊問答集（以下「問答集」という。）問13の5の答(1)において、「本来、資力はあるが、これを直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするもの」であるとしている。
- (2) 生活保護費の費用返還に関する取扱いについては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け厚生労働省社援保発0723第1号。以下「平成24年課長通知」という。）の前文において、「資力があることを確認した際は、当該被保護者に対して、資力の発生時期に遡って法第63条に基づき費用返還を求め」としている。
- (3) 法第63条の規定による費用返還額については、平成24年課長通知の1の(1)において、原則として全額を返還対象としつつ、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害される」と認められる場合には、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」について、返還額から控除して差し支えないとした上で、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費の取扱いについては、平成24年課長通知の1の(2)において「定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる」とし、及び「原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関としては慎重に必要性を検討すること。」としている。
- (4) 保護金品の全額を返還の対象とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合に本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない場合について、問答集13の5の答(2)の才は、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額」を挙げている。
- (5) また、生活保護費支給後の年金遡及受給の場合における資力の発生時点については、問答集問13の6の答(1)において、「年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる」としている。
- (6) 被保護者の医療費が医療保険ではなく、その全額が医療扶助に係る保護費で賄われた場合において、遡及年金等の資力が発生したことにより保護費の返還をすべき

ときに当該返還すべき保護費の中に医療扶助が含まれる点について、問答集問13の6の答は、「国民健康保険加入者が医療費を必要とする場合、(略)高額療養費の自己負担限度額までの借入れで済むものが、生活保護を適用した場合には医療費の全額が返還額決定の対象となる」としている。

この点、裁判例においては、保護の実施機関が、返還すべき保護費の中に医療扶助費を含めて返還を求めたことにつき、その裁量権の逸脱を認めるもの(令和2年6月8日東京高等裁判所第12民事部判決(令和元年(行コ)第227号))がある。

本件裁判例に係る事案は、資力を有していたが、認知症の進行により財産管理能力を失い預貯金の払戻しが不能となり、他に、直ちに活用可能な資産がない状態にあった高齢者に対し、保護の実施機関が職権で保護決定を行ったというもので、支給した医療扶助489万7,724円を含む保護費の返還をおって求めたというものであるが、同判決では、仮に当該職権による保護決定がなく、後期高齢者医療の被保険者であったならば医療費の自己負担額が46万2,760円にとどまったことと対比し、職権による保護決定により生じた負担の過大さを顕著なものと認め、これを「実質的には不利益を課す処分となり得る」、「行政手続一般において、不利益な処分を行う場合には、相手方に対して聴聞や弁明の機会の付与が求められていること(行政手続法13条参照)に鑑みれば、実質的に不利益を課す処分となり得る保護を行う場合にも、保護を受ける相手方に、保護を受けた場合の不利益の内容を説明して十分な理解が得られていることが、その不可欠の前提」等と認めた上で、認知症の進行により、こうした説明を尽くすことがそもそも不可能又は困難な状況であった本件事案での返還請求は、「後期高齢者医療等の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については、著しく衡平を失っており、裁量権の範囲を逸脱した違法がある」としたものである。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件障害年金は、長男の年金受給権に基づくものであり、その資力の発生時点は、長男が障害基礎年金に係る年金受給資格を得た月の翌月(支給開始月)である平成29年11月であることから、審査請求人世帯は、平成31年3月20日から令和2年8月までの保護受給期間中、資力がありながら保護(支給総額〇円)を受けたものと認められる。したがって、審査請求人は、資力の限度である〇円の範囲内で、法第63条の規定による費用返還義務を負う。

遡及して受給した年金については、全額返還が原則であり、審査請求人の事前の相談の内容に「真にやむを得ない理由」が認められる場合には自立更生費として返還請求額から控除される。

イ 審査請求人は、本件障害年金について、自立更生費控除の説明もないままに返還を求めること、また、経済的に困窮している立場の者に対して保護費の返還請求をすることは不当である旨主張するが、処分庁は、審査請求人に対し、本件障

害年金の支給決定前に保護費の返還の可能性について説明しているほか、本件障害年金の支給決定後においても複数回にわたって、収入認定及び保護費返還について説明し、返還金額を精査すると伝えており、また、審査請求人から事前に相談のあった生活物品については「真にやむを得ない理由により控除する費用」として、その必要性を検討していることが保護記録等から確認することができる。

このような処分庁による複数回に及ぶ説明及び審査請求人の申出の結果、処分庁は本件方針を決定し、第3の6に記載の判断に至ったことが認められる。

ウ 以上のように、処分庁は、審査請求人に対し、本件障害年金について複数回にわたり自立更生費控除の説明をしていること、審査請求人自ら自立更生費控除に係る主張をしていることから、審査請求人は、同制度について十分に理解していたものと認められ、自立更生費控除について説明を受けていないとの審査請求人の主張には理由がない。なお、法第63条の趣旨から、経済的に困窮している立場の者に対して保護費の返還請求をすることは制度として不当である旨の審査請求人の主張も認められない。

エ 第3の8及び9に記載した経過のとおり、処分庁は、本件過払相当額から、本件控除対象額を控除した残額〇円を返還額とする本件処分を行ったものと認められることから、一旦0円決定としながら、後日になって返還せよというのはおかしいとの審査請求人の主張は認められない。

オ また、国民健康保険法第6条第9号に該当する生活保護受給世帯は、国民健康保険の被保険者となることができず、国民健康保険の保険料支払義務は免除され、生活保護受給者に係る医療費は医療扶助で賄われるため、返還すべき保護費の中には、医療扶助が含まれる。

カ 審査請求人は、医療費の10割を返還することを説明されておらず、もし知っていれば生活保護を受けなかったと主張する。しかし、審査請求人の保護を開始するに当たり、処分庁は、「生活保護のしおり（生活保護を受けている方のために）」を用いて生活保護制度の説明を行っていることから、申請者の理解が容易になるように説明したことが認められる。また、審査請求人が保護開始の申請を行った時点において、審査請求人世帯は、経済的に困窮していたことが保護記録等から確認することができ、本件障害年金が支給されることとなって初めて最低生活上回る生活の見込みが立ったのであって、保護開始時には本件障害年金に係る申請もなされていなかったことを踏まえると、医療費の10割を返還することになることを審査請求人が知っていれば保護を申請しなかったであろうと認めることは困難である。

キ 以上より、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和4年12月22日 審査庁が審査会に諮問

令和5年1月27日 第1回調査審議（第2部会）

令和5年2月28日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和5年3月1日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点について

本件処分について、審査請求人は、処分庁には自立更生費の控除に係る説明及び医療扶助として給付された保護費の返還に係る説明の不備又は不足があるとし、これを違法又は不当なものとして本件処分の取消しを主張し、処分庁は、その適法・適正を主張するものであるから、これらに関し以下検討する。

2 自立更生費の控除に係る処分庁の説明等について

(1) 生活保護費の費用返還に関する取扱いについては、平成24年課長通知において、「資力があることを確認した際は、当該被保護者に対して、資力の発生時期に遡って法第63条に基づき費用返還を求め」とし、法第63条の規定による費用返還額については、平成24年課長通知の1の(1)において、原則として全額を返還対象としつつ、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害される」と認められる場合には、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」について、返還額から控除して差し支えないとした上で、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費の取扱いについては、平成24年課長通知の1の(2)において「定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる」とされ、及び「原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関としては慎重に必要性を検討すること。」とされている。

(2) これを本件処分についてみると、本件障害年金は、長男の年金受給権に基づくものであり、その資力の発生時点は、長男が年金受給資格を得た月の翌月（支給開始月）である平成29年11月であることから、審査請求人は、平成31年3月20日から令和2年8月までの保護受給期間中に、資力がありながら保護を受けたものと認められ、資力の限度である〇円の範囲内で、法第63条の規定による費用返還義務を負う。

遡及して受給した年金については、全額返還が原則であり、「真にやむを得ない理由」が認められる場合には控除され得るところ、処分庁は、審査請求人から事前に相談のあった生活用品の購入代金及び母子福祉資金貸付金の返済金について、それぞれ「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられ」るもの、「早期の保護脱却に資する」ものであると判断し、第3の7に記載のとおり、自立更生費として認める本件方針を審査請求人に対し説明している。

その際、処分庁は、審査請求人の主張のとおり、返還額が0円となることについても、審査請求人に説明しているが、これは、無条件にそうなるというものとして述べられたものではなく、本件方針に従い領収書等の提出がなされることを前提として述べられたものと認められ、その説明の内容及び自立更生費の用途について処分庁と審査請求人との間で説明や相談が継続的になされていた事実を照らせば、審査請求人が、その旨を理解していなかったということはできない。

(3) そうすると、審査請求人は、処分庁から、(2)のとおり本件方針についての説明を受け、かつ、その内容を理解していた中で、審査請求人世帯では、結果として、本件障害年金（本件控除対象額を除く。）を長男の移転に係る費用や長男の生活費等として、処分庁への事前の相談もなく、かつ、自立更生費として認定することができない用途で費消したことが認められるところ、処分庁は、本件方針において自立更生費控除の対象と認めた費用、つまり、本件控除対象経費に該当する領収書等が提出された部分につき、本件方針に従い、これを全て控除した上で、残額の返還を求める本件処分を決定したものと認められる。

(4) 処分庁の説明に関して、審査請求人は、処分庁は、説明の順序として、本件過払相当額の全額が返還対象となる旨の説明を行った後に、自立更生費の控除について説明を行ったとして、そのことを、制度の運用上、不自然である等として不服を述べるが、処分庁は、長男の本件障害年金の申請時においても保護費の返還の可能性について説明を行い、その後も本件障害年金の支給決定時など複数回にわたり相当の説明を行い、また相談に応じていることが認められる。

そうすると、処分庁の一連の説明や相談において、審査請求人の主張するような説明の順序で述べられた部分があったとしても、全体を通じてみれば、必要な説明が適切になされたとみるのが相当であり、本件処分を取り消すべき違法又は不当を基礎付ける事実が該当するものがあるとはいえない。

3 医療扶助に係る保護費の返還に係る処分庁の説明等について

(1) 生活保護受給世帯は、第5の1の(3)のとおり、国民健康保険の被保険者となることができず、生活保護受給者に係る医療費は、法制度上、その全額が医療扶助で賄われるものであるため、遡及年金等の受給時に返還すべきこととなる保護費の中に、医療扶助に係るものが含まれるのは、現行の法制度の建付けとしては、これを否定する理由は存しない（第5の2の(6)で引用する令和2年6月8日東京高等裁判所第12民事部判決（令和元年（行コ）第227号）においても、これを否定するものではない。）。

(2) このことに関し、審査請求人は、保護を受給したことにより、仮に、保護を受けず、国民健康保険に加入したままであれば、負担を要しなかった範囲まで保護費の

返還を求められていることについて、事前にその説明を受けていれば保護の申請はしなかった旨を主張している。

確かに、上記の裁判例を引くまでもなく、国民健康保険の被保険者は、保険料の支払を要する一方で現に治療を受ける際には自己負担分のみ支払えば足りるから、その治療の状況によっては、生活保護受給世帯が遡及年金等を受給した場合の医療扶助に係る返還額が保護を受けなかった場合の当該自己負担分の額に比して、過大なものとなる場合があるのは否めない。

上記の裁判例は、被保護者に医療費の自己負担部分を支払うことができる十分な資力があつたが、認知症に陥つたため成年後見人選任申立手続に要する間一時的に自らの預金の引出しができなかつたという状況で、保護の実施機関により職権で保護決定がなされたことにより、後期高齢者医療の被保険者としての自己負担額なら46万2,760円であつたものが、職権保護決定により全額自己負担となつたことで、その後の法第63条の規定による返還決定により保護の実施機関から医療扶助相当額489万7,724円の保護費の返還が請求されたという事案であり、判決では、「後期高齢者医療等の被保険者であれば負担を要しなかつた範囲の保護費の返還を求める部分については、著しく衡平を失っており、裁量権の範囲を逸脱した違法がある」としたものである。

(3) これを本件処分についてみると、本件では、①審査請求人の申請により保護が開始されている点、②保護の開始時において審査請求人には資力がなかつた点及び③本件過払相当額に係る保護費のうち医療扶助の額及び保護費全体に占める割合については、平成31年3月20日から令和2年8月までの保護費総額〇円のうち医療扶助の額が〇円で保護費全体の3割程度と、上記の裁判例の事案に比して、必ずしも大きいものではない点で相違がある。

これを具体的に述べれば、まず、①について、審査請求人は、自ら保護を申請し、法第4条第1項の規定による保護を受けたものである。その際、処分庁からの説明を受けて、自ら国民健康保険証の返還等の手続を行っていることから、審査請求人世帯が国民健康保険の被保険者となることができないことについても理解していたものと認められる。

上記の裁判例は、著しく過大な負担を生じさせることとなる保護の実施機関の職権による保護決定であつたことに着目し、後続の費用返還決定処分に裁量権の逸脱があると判じた事案であるが、本件場合は、申請どおりに決定がなされたものであり、かつ、審査請求人も国民健康保険の被保険者とならなくなることも理解していたといえるから、本件は、これに該当しない。

また、②について、保護の開始時、審査請求人は資力を有しておらず、かつ、長男の障害基礎年金についても受給申請をする予定はなかつたことが認められる。

そうすると、上記の裁判例のような、資力を有する者に対して職権で保護を開始した場合とは事案が明らかに異なるものである。

審査請求人は、遡及年金等を受けた場合、医療費の10割を返還することを説明されておらず、もし知っていれば保護を受けなかつたとも主張するが、審査請求人世帯は、本件障害年金が支給されることとなつて初めて最低生活を上回る生活の見込

みが立ったのであって、保護の開始時には、長男の障害基礎年金に係る受給申請もなされていなかったことを踏まえると、医療費の10割を返還することになることを審査請求人が知っていれば保護を申請しなかったという主張は採用し難い。

最後に、③について、上記の裁判例は、返還額の約8割を医療扶助が占め、かつ、その負担額も極めて著しいものであったが、本件処分の場合は、①及び②の要素を考慮しないとしても、本件過払相当額のうち医療扶助が占める割合は約3割で、かつ、その額も〇円程度であり、その程度は、明らかに異なるものである。

(4) これらの点を踏まえると、医療扶助に係る保護費について、本件控除対象額に係る部分を除き、その全額の返還を請求することとした処分庁の裁量判断が、「著しく衡平を失っており、裁量権の範囲を逸脱した違法がある」ものであるということとはできない。

4 以上のとおり、処分庁が本件処分の決定に当たって行った自立更生費の控除に係る説明、医療扶助として給付された保護費の返還に係る説明等は、法令等の規定に基づき適切に行われたものといえ、審査請求人が主張する違法又は不当な程度の不備又は不足があったとは認められない。

5 結論

以上の理由から、本件審査請求には理由がないから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	西村	幸三
委員	小谷	真理
委員	杉江	正徳